

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める要綱第15条の規定により以下のとおり公告する。

(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- 名称: 令和4年度 施施物第2号 静岡市立静岡病院で使用する電力調達業務 その3
数量: 下記を満たす電力の供給
- 1 供給電気方式 交流3相3線式
 - 2 供給電圧(標準電圧) 6,000 ボルト
 - 3 計量電圧(標準電圧) 6,000 ボルト
 - 4 標準周波数 60 ヘルツ
 - 5 供給方式 1 回線(常用)
 - 6 契約電力常用電力 2,450 キロワット
 - 7 年間予定使用電力量 10,743,883 キロワットアワー

(2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 事業管理部 施設課施設係
静岡県静岡市葵区追手町10番93号

(3) 随意契約の相手方を決定した日

令和4年5月30日

(4) 随意契約の相手方の氏名及び住所

中部電力パワーグリッド株式会社静岡営業所 契約課長 伊藤才美
静岡県静岡市駿河区曲金六丁目3番38号

(5) 随意契約に係る契約金額

契約相手方が定めている電気最終保障供給約款の最終保障電力Aによる

基本料金	契約電力1キロワットにつき	1,973円72銭	
電力量料金 1キロワット時 につき	夏季料金	19円84銭	燃料調整費は含まず
	その他季料金	18円50銭	再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まず

(6) 契約の相手方を決定した手続き

随意契約(地方独立行政法人静岡市立静岡病院の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める要綱第13条第2号該当)

(7) 随意契約の理由

電気事業法第20条第1項には、いずれの小売電気事業者とも電気需給契約の合意に至らない場合には担当する電力供給区域の一般送配電事業者が「電気最終保障供給約款」を定め電気を供給することを義務付けている。
当該調達業務を実施できるのは本市を営業エリアとする、中部電力パワーグリッド株式会社静岡営業所のみである。